

税務かわら版

Vol. 15 平成27年秋号

税理士 村野憲一事務所
 〒104-0061
 東京都中央区銀座1-22-12
 藤和銀座一丁目ビル5階
 TEL 03-3561-3824
<http://www.murano-tax.com>
 担当 有賀

朝夕の寒さが増して、銀座の銀杏並木もほんのり色づき始めました。皆様方におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック「ふるさと納税の改正点」



本年より、ふるさと納税の控除額上限が拡充され、新たにワンストップ特例が追加されました。

(1) ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、自治体（都道府県及び市区町村）への寄付金のことです。「ふるさと」と名は付いておりますが、出身地でなくても構いません。寄付する事により、寄付した年の所得税及び住民税（翌年の6月以降納付分）が安くなります。寄付した金額が、寄付した事によって控除される所得税+控除される住民税の合計額以下であれば、実質負担額は約2,000円となります。

<通常の場合>

年収(総収入)：4,200,000
 課税所得：2,023,000
 所得税：107,000
 住民税：212,700

<ふるさと納税を28,000円した場合>

年収(総収入)：4,200,000
 課税所得：1,997,000

→ 所得税：104,300 → 控除される所得税：2,700
 → 住民税：189,400 → 控除される住民税：23,300

ウサ子
 独身・扶養なし
 の例です！



合計
 26,000

上記の例では、ふるさと納税をした場合、通常の場合と比べて所得税と住民税で合計26,000円安くなっております。つまり、寄付金額は28,000円でも、実際の負担額は2,000円となるのです。

(2) 特例控除額の上限が約1割→約2割に拡充

ふるさと納税の寄付金は、一般的な寄付と住民税の計算が異なり、控除額が大きく設定されております。これを住民税の「特例控除額」と呼んでいます。H27年1月1日以降、自治体へ寄付した金額はこの特例控除額の上限が今までの2倍（住民税所得割の1割→2割）となり、実質2,000円の負担で寄付できる金額が大きくなりました。（所得税の控除率は今までと変わりませんので、2倍の寄付ができる訳ではありません。）

上記の例ですと、実質2,000円負担の寄付金上限額は改正前約28,000円→改正後約53,000円になります。

寄付金額：53,000円
 控除される所得税
 控除される住民税
 実質負担額

<H26年の場合>

5,300
 25,900
 21,800



<H27年の場合>

5,300
 45,700
 2,000



(3) ワンストップ特例の新設

これまで、ふるさと納税をした場合は所得税及び住民税の控除を受けるために、必ず確定申告する必要がございましたが、①本来確定申告不要の人が、②H27年4/1以降に、③寄付した自治体が5ヶ所以内であれば、④各寄付金につき各自治体に申請書を郵送することにより、確定申告を省けるようになりました。

(4) 最後に

ワンストップ特例は様々な制約や郵送の手間がありますので、確定申告（特に電子申告）の方が簡単というケースが多いと思います。また、実質負担額2,000円のできる寄付金の上限は計算が複雑で、収入だけでは判断できず、個別に計算する必要がありますのでご留意下さい。